

熊本市結婚チャレンジ事業実施要綱

制定	平成30年	2月19日	健康福祉局長決裁
改正	平成30年	4月1日	子ども政策課長決裁
改正	令和元年	9月6日	健康福祉局長決裁
改正	令和2年	11月13日	子ども政策課長決裁

(目的)

第1条 この事業は、少子化対策の一環として、結婚支援を行う団体を支援することにより、結婚を希望する者を社会全体で応援する環境づくりを推進することを目的とする。

(対象事業)

第2条 実施主体による結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出するパーティ、セミナー、文化・スポーツイベント等として市長が認める事業（以下「結婚チャレンジ事業」という。）とする。

(実施主体)

第3条 実施主体は、熊本市の区域内に活動拠点を有し、地域において結婚を応援する活動に取り組み、若しくは取り組むことが見込まれる団体であって、次の各号の全てに該当する団体とする。

- (1) 「熊本市結婚・子育て応援サイト子育て等応援団の登録及び利用に関する規約」に基づいて登録された結婚応援団体であること。ただし、営利団体（結婚相手紹介サービスを営む企業を除く。）については、熊本県の「よかボス企業」へ登録しているものに限る。
- (2) 代表者を含め5人以上の構成員等が属する団体であること。
- (3) 結婚チャレンジ事業を完遂する能力が認められ、団体として独立した経理を行っていること。

(補助金)

第4条 市は、実施主体が結婚チャレンジ事業の実施に必要な費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

(事業計画書の提出)

第5条 実施主体は、前条の補助金を受けようとするときは、熊本市結婚チャレンジ事業費補助金交付要綱第6条に定める次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 補助金所要額調書（別記第2号様式）
- (3) 歳入歳出予算書（別記第3号様式）

(補助対象団体の選定)

第6条 市長は、提出された事業計画書について第2条、第3条の規定に基づき適否判定を行う。

2 前項により適当と判定された事業計画の得点の審査は、「少子化対策推進事業委託業者選定委員会設置要綱」第3条第1項に規定する委員長及び委員（同条第2項第4号に定める委員

を除く。)により、別表1「審査基準表」に基づき行うものとする。

- 3 委員(委員長を含む。この項において同じ。)の事業計画毎の合計得点が高い順(2つ以上の事業計画が同点の場合は、委員長の選定順位が優位にある順とする。)に募集团体数の範囲で補助対象団体を選定する。ただし、当該合計得点を委員の数で除した点数(その点数に、0.5未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、0.5以上1未満の端数があるときはこれを1に切り上げるものとする。)が、60未満である場合には選定することができない。
- 4 市長は、事業計画書を提出した実施主体に対し、前項の規定による審査結果を書面により通知する。

(事業実施期間)

第7条 結婚チャレンジ事業は、補助金の交付を受けた場合、交付決定年度末までに事業を完了することとする。

附 則

この要綱は、平成30年 2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 9月 6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2年11月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

熊本市結婚チャレンジ事業費補助対象団体選定審査基準表

審査委員氏名							
団体概要	団体名						
	所在地						
	代表者氏名						
	創設年月						
	構成員数						
評価項目		評価基準		採点			
1	業務遂行の体制・能力等	これまでの実績 (過去3年間)	過去に、結婚チャレンジ事業に類する規模(総事業費20万円程度)の事業実績が十分にあるか。	×	1	=	
		人員・連絡体制等	業務実施に際して、安全が配慮され、必要な人員が確保されているか。 また、緊急時の連絡・対応が可能であるか。	×	1	=	
2	事業内容について	地域性	熊本市の市街地、農業地域、観光地等のそれぞれの特性を活かした事業となっているか。	×	3	=	
		独自性	団体の特性を活かした事業となっているか。	×	3	=	
		平等性	参加者の男女の人数比、参加者負担が平等となっているか。	×	2	=	
		公平性	参加者の条件が、狭く限定的となっていないか。	×	2	=	
3	事業の効果について	熊本市への効果	熊本市への効果が期待できるか。	×	2	=	
		1人あたりの事業費	1人あたりの事業費が著しく高額となっていないか。	×	2	=	
		参加者負担	参加者負担が著しく高額となっていないか。	×	2	=	
4	補助金等	他の補助金	当事業の実施にあたり、公的な補助金を受けていないか。 (受けている場合は0点、受けていない場合は5点)	×	1	=	
		当補助金	下記のいずれにも該当しないか。 (1)過去に、熊本市結婚チャレンジ事業費補助金の交付を受けた。 (2)同年度中に熊本市結婚チャレンジ事業を複数申請している。 ((1)に該当する場合は0点、(2)に該当する場合は最も合計得点の高い事業を除き0点、いずれにも該当しない場合は5点)	×	1	=	
5点：特に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや劣っている 1点：劣っている 0点：記述なし				合計	0		